

平成 30 年 10 月 5 日

保 護 者 様

大阪 市 教 育 委 員 会
大 阪 市 立 淀 川 中 学 校
校 長 二 上 和 正

ひじょうへんさいじ そち
非常変災時の措置について

ひょうだい
標 題 について、これまでの気象状 況や災害状 況に鑑 み、次に示す基準により臨時休 業等の
そち りかい きょうりよく ねが
措置をとりますので、ご理解ご協 力いただきますようお願いいたします。

き
記

ごぜん じ じてん およ ごぜん じ す しぎょうじこく つぎ かか たいようおよ き ぼ さいがいとう はっせい
午前7時の時点、及び午前7時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生
ばあい りんじきゅうぎょう そち
した場合、臨時休 業措置とします。

- ア おおさかし ぼうふうけいほう も ぼうふうせつけいほう また とくべつけいほう はっぴょう ばあい
大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。
- イ しょうさい く ちいき かせんはんらん ひなんじゅんび こうれいしゃとうひなん かいし ひなんかんこくまた
所在する区のいずれかの地域において河川氾濫の避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は
ひなんし じ きんきゅう はつれい ばあい
避難指示（緊急）の発令があった場合。
- ウ おおさかしな い ちいき しんど じゃくいじょう じしん はっせい きしやうちやうはっぴょう ばあい
大阪市内のいずれかの地域において、震度5 弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。
- エ なんかい じしん かんれん じやうほう りんじ かんそく げんしょう ちやうさ けっか なん
「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南
かい ぞ だい き ぼ じしんはっせい かのうせい へいじやう じ くら そうたいき たか ひやうか
海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された
ばあい かん きしやうちやうはっぴょう はっぴょう ばあい
場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合。

- ※ せいと とうこう ばあい しぎょうじこくご じやうき たいようおよ き ぼ さいがいとう はっせい ばあい
生徒が登校している場合や始業時刻後に上記の態様及び規模の災害等が発生した場合は、
せいと じたくしゅうへん つうがくろ あんぜん ほごしゃとう ざいたく かくにん げこう じ ちゅういじこう
生徒の自宅周辺や通学路の安全と、保護者等の在宅を確認したうえで、下校時の注意事項を
しどう げこう こうくない ひなんかんこく ひなんし じ きんきゅう はつれい ばあい
指導し下校させます。ただし、校区内に「避難勧告」「避難指示（緊急）」の発令がなされた場合、
こうない せいと あんぜんかくほ つと たいき ひなん
校内にて生徒の安全確保に努め、待機・避難させます。
- ※ とうげこうちゅう さいがいとう はっせい ばあい じやうきやう おう じたく がっこうえん た ちか あんぜん ぼしよ
登下校中に災害等が発生した場合、その状 況に応じ、自宅、学校園、その他近くの安全な場所
など ひなん こうどう あんぜんかくほ など じぜん きやうつうりかい
等に避難することやどのような行動をとることが安全確保につながるか等、事前に共通理解を
はか
図っておいてください。